

史跡船来山古墳群基本設計業務公募型プロポーザル 回答書

No.	該当資料名	項目番号等	質問事項	回答
1	実施要領	11.審査（プロポーザル）	① 業務消化体制 検討項目が多いため、十分な対応体制を確保するため、担当者を2名（うち窓口を1名）とする体制はよろしいでしょうか。	可とします。
2	実施要領	11.審査（プロポーザル）	② 発表者体制 上記体制とした際、プレゼンテーションの発表者も2名でよろしいでしょうか。	可とします。
3	特記仕様書	設計対象項目	① 設計対象項目は、令和4年度策定の「史跡船来山古墳群整備基本計画」第6章記載の（1）～（13）に関わるものを基本とする。と記載されておりますが、該当番号が見受けられません。（1）～（13）が何を指されているのか教えてください。	設計対象項目は、令和4年度策定の「史跡船来山古墳群整備基本計画」第6章第1章から第10章記載の内容になります。
4	特記仕様書	5.業務内容	② 5.業務内容に関して、「4）受託者は、当該業務に係る年間の業務計画書を提出し、業務全般の進捗管理を適宜行うとともに、関連業務（史跡の追加指定関連事務、文化庁協議関連事務等）において円滑な事務事業の実施が図られるよう、事務局を支援するものとする。」とありますが、具体的にどのような作業内容でしょうか。	協議に必要な関係資料（図面等）の作成になります。
5	特記仕様書	6.成果品	③ 6.成果品に関して、基本設計報告書はドッチファイル形式の納品でよろしいでしょうか。	可とします。